

## 23春闘要求実現！！

# 明日5日（水）の団体交渉で、 23春闘要求に対する回等が示される予定です！！

明日4月5日（水）17:30～リハビリ2階会議室にて23春闘第3回団体交渉が行われます。私達の切実な要求に対する回等が示される予定となっています。日本医労連によると3月27日までに171組合に回答が示され、38組合でベースアップ回答を引き出しています。（下記医労連メールニュース参照）。今年の春闘は大企業を中心に満額回答等が相次いでいますが、医療、介護分野は厳しい春闘情勢です。しかし、職員の退職に歯止めをかけ、私達の生活を守っていく為にも、要求を実現しなければなりません。理事会の誠意ある対応が望まれます。

団体交渉結果については、組合ニュースでお知らせします。（ホームページにもアップします）また、近日分会長会議を行う予定です。日程決まり次第連絡します。

## 171組合に回答 平均5,143円(1.98%)

※2023年春闘回答速報No.10（2022年3月21日付）より

コロナ禍が3年に及び、医療・介護の現場では、一息つくこともできないような緊張感の中での奮闘が続いてきました。政府は、不十分ながらも、ケア労働者の賃上げ補助を打ち出し、22年10月には、診療報酬と介護報酬の臨時改定を実施しました。そのプラス面を23春闘での要求実現につなげるために、「大幅賃上げは当たり前」との意思統一もすすめながら、要求実現のとりくみがすすめられています。

賃上げ要求に対する回答は、3月27日現在（回答速報NO12）171組合に回答があり、基本給(定昇込み)の平均は5,121円(1.97%)、昨年比でプラス139円、率でマイナス0.02%となっています。ベースアップ回答を引き出したのは38組合となっています。

パート時給の引上げを71組合で勝ち取り、その平均は20円となっています。昨年の地域最賃平均引き上げ額31円に及ばない水準であり生活を改善する回答には至っていません。困難な中でも工夫をこらし、回答引出し、決着をめざしましょう。



3月9日熊本・合同ストライキ宣伝行動よ

(日本医労連メールニュースから抜粋)

## 生活保護裁判全国で勝利判決続く

秋田地裁では、2022年3月7日原告の請求破棄と不当判決が言い渡され、現在高裁に提訴して闘いを継続しています。しかしこの間、全国の地裁で勝利判決が続いています（下記日本医労連ニュース参照）。この勢いで、秋田高裁でも勝利判決目指して奮闘していきましょう！！

## 生活保護基準引き下げ違憲訴訟 8例目の勝訴判決

2013年に平均6.5%・最大10%の生活扶助基準の引き下げが決められ、3回に分けて実行されました。この史上最大の生活保護基準引き下げに対して、現在、全国29都道府県、1,000名を超える原告が違憲訴訟を提起し、国・自治体を相手に裁判で闘っています。

2023年3月29日、さいたま地方裁判所第4民事部（倉澤守晴裁判長）は、保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。これまでに言い渡された17の判決のうち、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決、2023年2月10日の宮崎地裁判決、同年3月24日の青森地裁判決、和歌山地裁判決に次ぐ、8例目の勝訴判決となります。今後、4月11日奈良、13日大津、14日千葉、5月30日静岡と判決が続きます。注目していきましょう。

### 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟・さいたま地裁判決について

2023年（令和5年）3月29日

本日、さいたま地方裁判所第4民事部（倉澤守晴裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟において、生活保護基準引下げ処分を取り消せという原告らの請求を認容する判決を言い渡した。本裁判は、埼玉県内の生活保護利用者35名（提訴時）が、国、埼玉県、さいたま市、新座市、上尾市、越谷市、川越市、春日部市、草加市、熊谷市及び北本市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活扶助基準の引下げ）の取消しと国家賠償を求めた裁判である。

全国29地裁で提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した判決は、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決、2023年2月10日の宮崎地裁判決、同年3月24日の青森地裁判決及び和歌山地裁判決に続き8件目である。

本判決では、高齢加算最高裁判決の規範を無視し、いわゆる「デフレ調整」については、すべての論点について国の主張を鵜呑みにして、厚生大臣の判断が裁量権の範囲の逸脱・濫用には当たらないとしたが、いわゆる「ゆがみ調整」について、平成25年検証の過程に不合理な点があったとはいえないが、検証結果を2分の1に限って反映させた処理について、格差を是正するというゆがみ調整の趣旨と相容れない面があるから、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱・濫用に当たる、と判断した。

本判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準の引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めた。憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決である。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性を明らかにした。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に生活扶助費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

生活保護基準引下げ違憲訴訟埼玉原告団、生活保護基準引下げ違憲訴訟埼玉弁護団  
いのちのとりで裁判全国アクション、生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

以上